

各 論
第5章

介護給付の適正化に関する 取組方針

(第6期宮城県介護給付適正化取組方針)

- 第1項 介護給付適正化取組方針の目的・趣旨等
- 第2項 第5期介護給付適正化取組方針の実施状況
- 第3項 第6期介護給付適正化取組方針の推進

第1項 介護給付適正化取組方針の目的・趣旨等

1 目的及び趣旨

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

この方針は、保険者である市町村をはじめ、県や宮城県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）などの関係機関が連携しながら、計画的に介護給付の適正化に取り組むことを目的としています。

2 方針の位置づけ

介護給付の適正化のために市町村が行う適正化事業は、高齢者等が可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者である市町村が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら積極的に取り組むべきものです。また、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により「介護保険法（平成9年法律第123号）」の一部が改正され、市町村については、「介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標」について介護保険事業計画に定めることが、都道府県については、「介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項及びその目標」について介護保険事業支援計画に定めることが、法律上位置づけられています。

このことから、「介護給付適正化取組方針」についても、引き続き「みやぎ高齢者元気プラン（介護保険事業支援計画）」の中で定めるものとします。

■参考 介護保険法（抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第117条（略）

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二（略）

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項（以下、略）

（都道府県介護保険事業支援計画）

第118条（略）

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一（略）

二 都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項

三 前号に掲げる事項の目標に関する事項（以下、略）

3 主要適正化事業

県では、これまで「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」及び「介護給付費通知」の5事業を介護給付適正化に向けた主要事業として重点的に取り組んでまいりました。

令和5年9月に国が示した『「介護給付適正化計画」に関する指針』では、これまでの主要5事業から「介護給付費通知」を任意事業として位置づけるとともに、「住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプランの点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業として再編することが示されました。

このことから、上記3事業を主要適正化事業として重点的に取り組んでまいります。

4 取組の期間

取組の期間は、令和6年度から8年度までの3年間とします。

■介護給付適正化取組方針の取組期間

第1期介護給付適正化取組方針	平成20年度から22年度（3年間）
第2期介護給付適正化取組方針	平成23年度から26年度（4年間）
第3期介護給付適正化取組方針	平成27年度から29年度（3年間）
第4期介護給付適正化取組方針	平成30年度から令和2年度（3年間）
第5期介護給付適正化取組方針（以下「第5期方針」という。）	令和3年度から5年度（3年間）
第6期介護給付適正化取組方針（以下「第6期方針」という。）	令和6年度から8年度（3年間）

第2項 第5期介護給付適正化取組方針の実施状況

1 全体的な評価

第5期方針では、主要適正化事業の5事業について、各市町村で期間内の各年度における目標を設定し、その進捗状況に応じて毎年度目標を見直しながら取組の推進を図りました。

令和4年度において、主要適正化事業の5事業全てを実施したのは15市町村（42.9%）、4事業を実施したのは12市町村（34.3%）であり、全ての市町村が3事業以上実施しています。第4期と比較して、多くの市町村が主要適正化事業に取り組んでいます。

この実施状況については、各事業を1回でも実施すれば「実施」としているため、同じ「実施」であっても、各市町村における個々の事業への取組状況には差が生じています。そのため、実施率のさらなる向上を目指すとともに、個々の事業における、取組内容を充実させていくことが課題となっています。

■主要適正化事業の実施状況

主要適正化事業の実施状況（令和4年度）	実施市町村数	割合
5事業全てを実施	15	42.9%
5事業のうち4事業実施	12	34.3%
5事業のうち3事業実施	8	22.9%
5事業のうち2事業実施	0	0.0%
5事業のうち1事業実施	0	0.0%
未実施	0	0.0%
合計	35	100.0%

2 個別事業の評価

令和4年度において、各市町村が設定した主要適正化事業の目標を達成したのは、「要介護認定の適正化」「医療情報との突合・縦覧点検」及び「介護給付費通知」でした。また、実施率は「要介護認定の適正化」及び「医療情報との突合・縦覧点検」がそれぞれ100%（35市町村）であるのに対し、「介護給付費通知」「ケアプランの点検」の実施率が60～70%台と低調でした。

各事業の状況は次のとおりです。

（1）要介護認定の適正化

要介護認定の適正化は、第5期において全ての市町村が実施するという目標に対して、令和4年度の実施は35市町村で、実施率は100%となったため目標を達成しました。

実施市町村からは、「選択肢の判断基準、特記事項の内容等を確認することにより認定基準の適正化、平準化を図ることができてよかった」、「判定の矛盾点などの理由をはっきりさせることで、審査会に適切な情報を提供できた」などの意見があり、認定調査状況のチェックを通して、要介護認定の適正化及び円滑な認定審査会の運営が図られていることが分かります。また、特記事項の記載内容が不十分な調査員に対し個別指導を行うなど、調査内容や判断基準を統一させるための取組などが見られました。

■主要適正化事業の実施状況（各年度目標に対する実績）

	第1期最終		第4期最終		第5期					
	H22年度※		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	実績	実績	実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標	
①要介護認定の適正化 (全国平均)	100.0% (94.1%)	100.0% (94.8%)			100.0%	100.0% (94.2%)	100.0%	100.0%	100.0%	
②ケアプランの点検 (全国平均)	64.7% (64.7%)	65.7% (85.9%)			85.7%	71.4% (88.5%)	91.4%	71.4%	91.4%	
③住宅改修等の点検 (a又はb) (全国平均)	64.7% (83.7%)	68.6% (82.5%)			82.9%	82.9% (84.3%)	85.7%	82.9%	85.7%	
a住宅改修の点検 (全国平均)	61.8% (76.6%)	68.6% (78.6%)			82.9%	82.9% (80.2%)	85.7%	82.9%	85.7%	
b福祉用具の点検 (全国平均)	47.1% (58.8%)	31.4% (49.8%)			71.4%	71.4% (54.4%)	71.4%	71.4%	74.3%	
④医療情報との突合・縦覧点検 (a又はb) (全国平均)	52.9% (78.2%)	100.0% (99.0%)			100.0%	100.0% (99.0%)	100.0%	100.0%	100.0%	
a医療情報との突合 (全国平均)	70.6% (75.0%)	100.0% (96.6%)			100.0%	100.0% (97.3%)	100.0%	100.0%	100.0%	
b縦覧点検 (全国平均)	55.9% (65.0%)	100.0% (98.5%)			100.0%	100.0% (98.5%)	100.0%	100.0%	100.0%	
⑤介護給付費通知 (全国平均)	61.8% (68.4%)	62.9% (81.3%)			62.9%	65.7% (83.5%)	65.7%	65.7%	65.7%	

- ※ 令和5年度においては、実績が未確定のため、目標値のみとしている。
- ※ 平成22年度は、東日本大震災により、一部のデータ収集が困難であったため参考値としている。
- ※ 数値は、各市町村が設定した目標及び実績の平均値。目標値は第5期取組方針策定時に各市町村が設定したものの。
- ※ 全国平均は厚生労働省の公表資料より掲載。令和4年度以降のデータは現時点で公表されていない。

(2) ケアプランの点検

ケアプランの点検は、令和4年度の実施率が71.4%と目標を下回っており、令和2年度以降、実施率が横ばい傾向となっています。

実施市町村からは、「ケアプランの点検事業を行うことで介護支援専門員が実際に何に悩んでいるかを行政として把握することができる」、「ケアプランを作成した介護支援専門員がどのような考えでサービスを位置付けたか等の聞き取りを行い、自立支援に資するプランになっているか気づきを促すような点検を行っている」など、ケアプランを作成する専門職である介護支援専門員の資質向上が事業効果としてあげられているほか、雰囲気づくりに気をつけて行うなど、実施方法の工夫が見られます。

また、「県ケアマネジャー協会にアドバイザーの派遣を依頼し、保険者、事業所管理者も同席の上で助言を受けることで、事業所全体の資質向上を図った」など、県が県ケアマネジャー協会に委託している事業を活用し、ケアプラン点検を実施している市町村の意見もありました。

実施していない市町村からは、「日常業務が多忙」、「職員不足」などの理由があげられています。

ケアプランの点検は、実施する側にも専門的知識が求められるため、専門職を配置していない市町村にとっては敷居が高いものとなっています。そのため、実施率を高めるためには、市町村への専門職派

第2項 第5期介護給付適正化取組方針の実施状況

遣等の支援策も検討する必要があると考えられます。

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修や福祉用具の点検は、令和4年度の実施率が82.9%と目標を下回りましたが、8割以上の市町村が実施しております。

実施市町村からは、「職員や専門職が現地確認を行い、より適正な改修への見直しや必要に応じて新たなサービスの提案をしている」などの意見があり、点検がより適切な給付につながったことが分かります。実施していない市町村からは、「日常業務が多忙」、「適正化事業の優先順位が低い」などの意見もありました。

(4) 医療情報との突合・縦覧点検

医療情報との突合・縦覧点検は、令和4年度において、35 全ての市町村が実施し目標を達成しました。全ての市町村が国保連との業務委託により実施しています。

■医療情報との突合

後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、重複請求を防ぐなど、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行うもの。

■縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払情報（請求明細書の内容）を確認し、請求内容の誤り等を早期に発見するなど、提供されたサービスの整合性の点検を行うもの。

実施市町村からは、医療情報との突合で「適正な給付を確認するため疑義のある給付を確認することができてよかった」、縦覧点検で「専門的知識を必要とする事務であり、国保連へ委託することによって適切な過誤調整が行われている」などの声がありました。

また、「ケアプラン点検と併せて行うことで効果がさらに上がると感じる」といった、他の適正化事業との一体的な実施が効果的だという意見もありました。

(5) 介護給付費通知

介護給付費通知は、令和4年度の実施率が65.7%と目標は達成しているものの、第1期以降、実施率が横ばい傾向となっています。

実施市町村からは、「サービス内容や費用について通知することで、利用者自らが確認し、意識啓発及び介護報酬の不適正請求への防止につながっていると考える」との意見がある一方で、「過誤にも繋がっていないため効果が感じられない」との意見も出ています。なお、給付適正化主要5事業が3事業に再編されることに伴い、「介護給付費通知」は第6期から任意事業に位置づけられます。

3 過誤申立の状況で見る事業効果

主要適正化事業による過誤申立については、各市町村が国保連との業務委託により実施している医療情報との突合・縦覧点検の効果がみられます。

医療情報との突合・縦覧点検は、1件当たりの過誤申立金額が大きく、費用対効果が最も期待できる事業であるため、優先的な実施が望まれます。市町村からは「担当職員のみで確認するには件数が多く困難であるため、業務委託することにより職員の負担が軽減された」「点検項目が多岐にわたっており、業務委託することで事務の効率化が図られた」などの意見があり、市町村と国保連が連携することで、市町村における事務の負担軽減や効率化につながっています。

医療情報との突合について、全市町村が国保連への業務委託を行っているため、今後の更なる適正化の推進が期待できます。

縦覧点検についても、全市町村が国保連への業務委託を行っており、過誤調整金額が最も多くなっています。

このように、各市町村が行う主要適正化事業の取組が、着実に効果として現れていることが分かります。

■主要適正化事業による過誤申立の状況

項目	R3年度		R4年度	
	件数	金額	件数	金額
ケアプラン点検	26件	224,157円	846件	2,707,723円
福祉用具の点検	0件	0円	0件	0円
医療情報との突合	69件	11,714,964円	52件	8,326,238円
縦覧点検	702件	36,144,901円	628件	36,864,633円
介護給付費通知	0件	0円	0件	0円
合計	797件	48,084,022円	1,526件	47,898,594円

4 県の取組状況

県では、第5期方針において、「要介護認定の適正化」、「ケアマネジメント等の適正化」、「事業者への指導監督体制の充実等」などを実施することとしており、次の取組等を通して保険者である市町村の支援を行ってきました。

第2項 第5期介護給付適正化取組方針の実施状況

(1) 要介護認定の適正化

取組	実績
<p>① 認定調査員研修</p> <p>要介護認定は、全国一律の方法・解釈により、公平・公正で客観的かつ正確に行われることが必要ことから、市町村の介護認定調査員を対象に、認定調査の方法や判断基準等について研修を行う。</p>	<p>○認定調査員新規研修</p> <p>【R2年度】実施：8回、受講者：48人 実施：3回、受講者：280人※ 合計 11回、278人</p> <p>【R3年度】実施：5回、受講者：58人 実施：2回、受講者：213人※ 合計 7回、271人</p> <p>【R4年度】実施：3回、受講者：55人 実施：1回、受講者：157人※ 合計 4回、212人</p> <p>※印は、介護支援専門員実務研修等受講者対象の研修</p> <p>○認定調査員現任研修</p> <p>【R2年度】実施：6回、受講者：356人 【R3年度】実施：7回、受講者：353人 【R4年度】実施：7回、受講者：391人</p>
<p>② 認定調査の手引き等作成</p> <p>公平かつ正確な認定調査が実施されるよう、「認定調査員テキスト」及び「介護認定審査会委員テキスト」を作成し、配付する。</p>	<p>国の改訂に合わせ「認定調査員テキスト」及び「介護認定審査会委員テキスト」を作成し、研修受講者等に配付した。</p>
<p>③ 主治医研修</p> <p>介護認定審査における判定の重要な資料である主治医意見書の記載がより適切に行われるよう、主治医等を対象に研修を行う。</p>	<p>○主治医研修</p> <p>【R2年度】実施：3回、受講者：30人 【R3年度】実施：1回、受講者：104人 【R4年度】実施：1回、受講者：88人 (委託先：宮城県医師会)</p>
<p>④ 介護認定審査会委員研修</p> <p>公正・公平かつ適正な介護認定審査を行うため、審査会委員に対して研修を実施し、必要な知識、技能を修得及び向上を図る。</p>	<p>○介護認定審査会委員研修</p> <p>【R2年度】実施：4回、受講者：271人 【R3年度】実施：5回、受講者：200人 【R4年度】実施：7回、受講者：391人</p>

(2) ケアマネジメント等の適正化

取組	実績
<p>① 介護支援専門員研修</p> <p>要介護者の自立生活を支援する観点から、適切なサービスを提供する役割を担う介護支援専門員の資質向上を図るための体系的研修を行い、適切なケアマネジメントの実施を推進する。</p>	<p>【R2年度】</p> <p>(1) 実務研修 230人 (2) 更新研修 1人 (3) 再研修 59人 (4) 専門研修 0人 (5) 主任研修 96人 (6) 主任更新研修 0人</p> <p>【R3年度】</p> <p>(1) 実務研修 213人 (2) 更新研修 1,342人 (3) 再研修 75人 (4) 専門研修 232人 (5) 主任研修 138人 (6) 主任更新研修 454人</p> <p>【R4年度】</p> <p>(1) 実務研修 157人 (2) 更新研修 856人 (3) 再研修 106人 (4) 専門研修 134人 (5) 主任研修 129人 (6) 主任更新研修 303人 (委託先：宮城県ケアマネジャー協会)</p>
<p>② 介護支援専門員多職種連携・支援の推進</p> <p>介護支援専門員と多職種相互の連携と体制づくりを促進するとともに、困難事例に対する助言指導などの支援を行い、ケアマネジメントの向上を図る。</p>	<p>○ケアマネジャー多職種連携支援体制強化事業</p> <p>【R2年度】 35回 【R3年度】 39回 【R4年度】 41回 (委託先：宮城県ケアマネジャー協会)</p>

(3) 事業者への指導監督体制の充実等

取組	実績
<p>① 指導・監査の実施</p> <p>サービス提供事業者を育成・支援し、適正なサービス提供体制の確保と介護報酬の適正化を図るため、サービスの内容、介護報酬の請求に関する事項等について周知を図る指導を行うほか、指定基準違反や介護報酬の不正請求が認められる（疑いがある）場合に、事実関係を的確に把握し適切な措置を講ずる監査を行う。</p>	<p>○集団指導 各保健福祉事務所ごとに、全指定サービス事業所を対象に、サービス種類別に開催し、制度の理解促進、適正な請求事務等の周知を図っております。令和2年度、令和3年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、ホームページでの資料掲載により実施しました。</p> <p>○運営指導 サービスの質の確保・向上、適正な報酬請求等を重点指導事項とし、選定事業所に対し実施しています。令和2年度、令和3年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、一部訪問形式により実施しました。</p> <p>○監査 事業所・施設に対して監査を実施しました。 【R2年度】監査実施 9事業所 うち処分件数0件（指定の効力の停止0件、取消0件） 【R3年度】監査実施 3事業所 うち処分件数0件（指定の効力の停止0件、取消0件） 【R4年度】監査実施 3事業所 うち処分件数0件（指定の効力の停止0件、取消0件）</p>
<p>② 国保連合会給付適正化システム説明会</p> <p>市町村が国保連合会給付適正化システムを活用することにより、適正化の取組を推進することができるよう説明会を開催する。</p>	<p>【R2年度】システム等説明会 2回、ブロック別説明会 4回（県内4か所） 【R3年度】システム等説明会 2回 【R4年度】システム等説明会 2回、システム等研修会 1回 ※システム等説明会は同内容を2回に分けて実施</p>
<p>③ 被保険者・利用者に対する啓発</p> <p>介護サービスの適正な利用を図るため、被保険者・利用者等に対し、意識啓発を行う。</p>	<p>(1) パンフレットの配布 (2) 「みやぎ出前講座」の開催 (3) ホームページによる情報発信等を実施</p>

第3項 第6期介護給付適正化取組方針の推進

国が示した『介護給付適正化計画』に関する指針に基づき、第6期方針では全ての市町村で主要3事業の実施を目指します。

今回設定した目標については、その達成を目指すだけでなく、主要3事業の事業内容をより充実させていくことが重要となります。そのためには、市町村が目標と計画性を持って主体的・積極的に取組を進めることができるよう、県・市町村・国保連が現状認識を共有し、それぞれの特徴を活かしながら、必要な協力をを行い、一体的に取り組むことが重要です。

1 市町村における適正化事業の推進

(1) 市町村における実施目標の設定

各市町村は、第6期方針の計画期間において、実施する具体的な事業の内容及びその実施方法とその目標を実施目標として定めることとします。また、適正化事業の取組の更なる促進を図る観点から、市町村は実施する事業ごとに令和6年度から令和8年度まで毎年度の目標を設定することとします。各市町村が設定する目標は、県に報告し、必要に応じて調整を行うこととします。

(2) 第6期において取り組むべき事業

イ 主要適正化事業

(イ) 要介護認定の適正化

要介護認定は、全国一律の基準に基づき、適切かつ公平に行われる必要があることから、要介護認定の変更認定又は更新認定等に係る認定調査の内容について、市町村職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検を行います。

実施にあたっては、一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び市町村内の合議体間の差等についての分析や、認定調査項目別の選択状況の全国市町村との比較分析等を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取組を行います。

■要介護認定の適正化における目標

- 認定調査員の資質向上を図ります。
- 認定調査の現状把握や課題分析等を行い、平準化のための効果的な取組を検討します。

	現況値 (R4年度)	R6年度	R7年度	R8年度
保険者単位の実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(ロ) ケアプラン等の点検

第6期方針から「ケアプランの点検」「住宅改修の点検」「福祉用具購入・貸与調査」が「ケアプラン等の点検」として再編されました。

「ケアプランの点検」については、居宅サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要な過

不足のないサービス提供を確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供等の改善を図ります。

実施に当たっては、国が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」の活用を進めるほか、点検に携わる職員のケアマネジメントに関する研修会等への参加を促し、点検内容を充実させます。

さらに効果的な点検のため、国保連の介護給付適正化システムにより出力される給付実績の帳票のうち、効果が高いと見込まれる帳票を活用し、受給者の自立支援に資する適切なケアプランになっているかという観点から対象事業所を絞り込んだ上で優先的に点検を実施することが必要です。

また、適切なケアプランの作成に向け、市町村による点検実施だけではなく、介護支援専門員同士によるスーパーバイズや、介護支援専門員の職能団体によるケアプランの点検の機会を設けます。県が実施する「ケアプラン点検アドバイザー派遣事業」を活用して専門職の助言を受けるなどの取組も有効です。

住宅改修の点検については、改修費が高額となるものや改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真から現状が分かりにくいもの等に特に留意しながら、必要に応じ、理学療法士、作業療法士等リハビリテーション専門職の協力などを得て、点検を推進します。また、委託により点検を行う場合は、点検担当者の職種把握（建築士等の有資格者であるか）などにより、専門的な観点からの実施が行われているか確認することも必要です。

福祉用具購入・貸与調査については、市町村が福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況を確認します。また、効果的な調査のため介護給付適正化システムを活用し、調査対象を絞り込んだうえで実施することを優先的に行うようにします。

■ケアプラン等の点検における目標

- 令和8年度に保険者単位の実施率 100.0%を目指すとともに、内容の充実を図ります。
- 実施していない市町村において体制の整備、実施方法の工夫を図ります。
- 職員及び介護支援専門員の資質向上を図ります。

	現況値（R4年度）	R6年度	R7年度	R8年度
保険者単位の実施率	94.3%	94.3%	97.2%	100.0%

（ハ）医療情報との突合・縦覧点検

医療情報との突合・縦覧点検については、適正化の費用対効果が最も期待できることから、より重点的な推進を図ることとしています。

県では、「医療情報との突合」及び「縦覧点検」について、全ての市町村が、国保連への業務委託により行っていることから、今後は、国保連の介護給付システムから出力される帳票のうち、効果が期待される帳票に重点化した点検等の実施を通じて、給付費の抑制につなげるほか、国保連との密接な連携により更なる取組を推進することが期待されます。

第3項 第6期介護給付適正化取組方針の推進

■医療情報との突合・縦覧点検における目標

- 効果が期待される帳票に重点化した点検等を推進します。
- 国保連との連携を深め、効果的・効率的な事業実施を図ります。

	現況値（R4年度）	R6年度	R7年度	R8年度
保険者単位の実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

□ 積極的な実施が望まれる取組

主要適正化事業の3事業以外に、国保連の介護給付適正化システムを積極的に活用し、システムにより抽出された給付実績データから確認が必要と思われる事項を集中的に確認することにより、過誤調整や事業者等への指導につなげることが期待されます。

(3) 指導監督に関する取組

市町村による指導監督については、効率的な指導監督体制の充実や情報共有を図るとともに、次のことについて取り組むことが望まれます。

イ 苦情・告発・通報情報の適切な把握及び分析

市町村又は国保連に寄せられた苦情・通報情報の適切な把握及び分析を行い、事業者に対する指導監督を実施します。

□ 不当請求あるいは誤請求の多い事業者への重点的な指導

国保連の審査において、返戻及び減額等の請求が多い事業者に対して、重点的な指導監督を実施します。

ハ 受給者等から提供された情報の活用

受給者等から寄せられた架空請求や過剰請求等の情報に基づき、県と合同又は市町村自ら監査を実施します。

(4) 国保連との連携や適正化推進に役立つツールの活用

適正化事業の推進に当たっては、介護給付適正化システムを活用するための研修や縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知等に係る業務委託など、国保連との連携により効果的に行える事業が多いことから、積極的な活用が必要です。また、国が提供する地域包括ケア「見える化」システムは、全国平均、都道府県平均、他市町村との比較や時系列比較等による自己分析を行うことで、重点的に取り組むべき分野が指標データで明確になることから、これらのデータを活用した目標設定等に有効です。

2 県における適正化事業の推進

市町村が目標と計画性を持って主体的・積極的に取組を進めることができるよう、県・市町村・国保連が現状認識を共有し、連携体制をとれるよう調整を図りながら、次の取組を行います。

(1) 要介護認定の適正化

要介護認定調査が公平・公正に行われるよう、認定調査員研修や主治医研修等を通して人材の育成を図るなど、介護認定審査会の運営が適切に行われるよう市町村への支援を行います。

(2) ケアマネジメント等の適正化

介護支援専門員に対する研修等の資質向上事業やケアプラン点検アドバイザー派遣事業、ケアマネジャー多職種連携支援体制強化事業等を通して、適切なケアマネジメントを行う人材の育成を図るとともに、市町村におけるケアマネジメント適正化の取組を支援します。

(3) 事業者への指導監督体制の充実等

適正化事業と事業者の指導監督は、アプローチは異なるものの、不正請求・不適切なサービス提供を是正するという目的では共通する部分があることから、相互に情報共有し、積極的に連携を図るとともに、県の指導監督体制の充実を図ります。また、県が行う事業者等への集団指導などの機会を活用して、介護給付の適正化に向けた指導、啓発等を行います。

(4) 市町村及び国保連との連携

適正化事業の推進に向けて、市町村が必要とする支援や国保連が提供可能な協力内容を把握し、介護給付適正化システム研修会等を通して両者が連携して適正化事業に取り組むことができるよう調整を図ります。

(5) 県内市町村の進捗状況の進行管理等

市町村の目標、実施状況及び現状等を把握しながら、適正化事業の進行管理を行います。また、事業の取組が低調な市町村に対しては、低調となっている原因の調査・分析、対応策の検討等に協力するなど、必要な支援を行います。